

令和6年度

とう き きゆう ぎよう  
冬季休業にともなう

が っ こ う  
学校だより



お おいずみちようり つ みなみしよう が っ こ う  
大泉町立南小学校

令和6年12月24日

保護者 様

大泉町立南小学校

校長 栗原 百合

## 冬季休業について（お願い）

年の瀬もせまり、気ぜわしい時期となりましたが、皆様には益々ご健勝にてお過ごしのことと存じます。

本年度の冬季休業は、12月25日（水）から1月6日（月）までの13日間です。冬季休業は、年末・年始のあわただしい時期の休業ですが、一年を振り返って「まとめ」や「反省」をするとともに、新しい年を迎えるにあたっての「抱負」や「希望」をいなく大切な時期でもあります。インフルエンザ等の感染症に留意するとともに、家族や親戚などとの心の触れ合いを通じて、人間関係のあり方・家族の一員としての自覚と責任などについて考え、具体的な目標・計画のもとに有意義な休みにしていただければと思います。

### ご家庭で気をつけていただきたいこと

#### 1. 生活面で気をつけていただきたいこと

- ☆「おはよう、こんにちは、ありがとう」など、しっかりと身につけさせるよい機会です。家族や地域の方へ積極的にあいさつをさせましょう。
- (1) 計画的に毎日を過ごし、望ましい生活習慣を身につけさせましょう。
  - (2) 日頃できないお手伝いを通して、働くことの大切さを理解させましょう。
  - (3) 家族のだんらんやふれ合いの中で、子どもの心にゆとりをもたせましょう。
  - (4) おこづかいは無駄づかいをしないで、有効に活用させましょう。
  - (5) 地域の行事などへの参加により、社会性を身につけさせましょう。

#### 2. 健康面で気をつけていただきたいこと

- (1) 早寝・早起き・朝ごはんなどで規則正しい生活をさせましょう。
- (2) お子様にあった運動に取り組みせ、健康の増進をはかりましょう。
- (3) 食べ過ぎ・飲み過ぎのないように注意させましょう。
- (4) むし歯などの疾病は、休みを利用して治療させましょう。
- (5) 帰宅後の手洗い、うがいなど感染症対策を続けましょう。

### 3. 安全面で気をつけていただきたいこと

- (1) 外出の際は、友達・行き先・帰る時刻などを必ず確認して行かせましょう。
- (2) ゲームセンターや大型店などへは、子どもだけで行かせないようにしましょう。
- (3) インターネット・SNS等による犯罪等に巻き込まれないように、家庭でルールや約束を決め、使う場合は適切に使わせましょう。

### 4. 事故防止の面で気をつけていただきたいこと

- (1) 交通事故にあわないよう、交通規則やマナーを守らせましょう。
- (2) 道路上での遊びは、絶対にさせないようにしましょう。
- (3) 火遊びは、絶対にさせないようにしましょう。
- (4) 電線の近くでは、タコあげ等をしないようにしましょう。
- (5) 痴漢・誘拐など、不審者に十分気をつけるよう呼びかけましょう。
- (6) 身の危険を感じたら、大人に助けを求めましょう。

### 5. その他

#### ○交通事故等について

- ・ 児童の交通事故等緊急の場合は、学校に日直が勤務しているときには学校へ、その他の時には大泉町役場（教育委員会）へご一報をお願いします。

#### ○学校に日直が勤務している日

- ・ 12月25日（水）・26日（木）・27日（金）  
1月 6日（月）

○大泉町役場（教育委員会）の電話番号	63-3111
○南小学校の電話番号	62-2227

12月28日（土）～1月5日（日）は、学校に日直はいません。

○3学期始業式 1月7日（火） 11:40下校予定、給食はできません。

**3学期の始業式は、みんな笑顔で元気に登校しましょう！**

令和6年度

# 冬休みを楽しくすごすために

大泉町立南小学校 児童会

楽しい冬休みがきました。今年の冬休みは、12月25日（水）から1月6日（月）で、土曜日や日曜日も含めて13日間になります。楽しくて有意義な冬休みにするためには、学校や児童会のきまりをしっかりと守る必要があります。家の人と一緒によく読みましょう。



冬休みの生活目標：家の人の手伝いをたくさんしよう。  
進んで運動をして、丈夫な体を作ろう。



## 1. 規則正しい生活をしよう。

- 計画を立てて生活しよう。
- 近所の人に元気にあいさつをしよう。
- 家の手伝いを進んでしよう。
- 地区や町の行事には、進んで参加しよう。
- テレビ（テレビゲーム、タブレットなど）は、見すぎないように時間をきめて見よう。
- ふだんできないことに挑戦しよう。



## 2. 健康に気をつけよう。

- 外で元気に遊んだり、運動したりしよう。  
(業前体育では、なわとびをします。休みの間も進んで練習しよう)
- 人が多い場所へでかけるときは、マスクをつけよう。
- 外から帰ったら、うがいと手洗いをしよう。
- 食べすぎに注意しよう。
- 好ききらいをしないで、なんでも食べるようにしよう。
- すいみん時間をじゅうぶんにとろう。



## 3. 勉強をしっかりとしよう。

- 計画を立てて勉強しよう。
- 読書の時間を大切にしよう。  
(冬休み中の図書室の開館はありません。)
- 学校から出されている宿題だけでなく、いろいろな勉強に進んで取り組もう。  
(苦手な教科は、とくにがんばろう。)
- 1、2学期の総復習をしておこう。



## 4. 事故に気をつけよう。

- 交通ルールを守って事故にあわないようにしましょう。(ぜったいにとびだしはしない!)
- 自転車に乗るときには、かならずヘルメットをかぶろう。(2人乗りはしない。)
- 道路をわたるときには、横断歩道や歩道橋を利用しよう。
- 出かけるときは、行く先やだれと行くか、帰る時こくなどを家の人に話そう。
- 知らない人のさそいには、ぜったいにのらない。  
(いざずら電話にも気をつけよう。)

## 5. きまりを守って楽しく遊ぼう。

- よいことか悪いことかをよく考えて行動しよう。
- 夕方おそくまで遊ばない。(暗くなるのが早いです。気をつけましょう。)
- ゲームセンターやカラオケ、大型店(イオンなど)へは、子どもたちだけでは行かない。
- むだづかいや、友だちとのお金のかしかりをしない。
- 友だちとのゲームのかしかりをしない。
- きけんな遊びをしない。
- 子ども同士でカードなどの売り買いをしない。

\*緊急事態や緊急な用事の際には、学校まで連絡して下さい。

大泉南小学校 62-2227

# ほけんだより 12月



大泉町立南小学校  
保健室

もうすぐ冬休み

思いっきり

がんばる  
楽しむ

ための

合言葉

冬休みには、楽しい予定が入っている人もいれば、勉強をがんばる予定の人もいるかもしれませんが。すべての基本となるのは心身の健康です。

ふ くそうであたたかく

うすぽ しょうす かさ ぽ  
薄着はNG。上手に重ね着を  
しましょう。



ゆ っくりにお風呂に入ろう

す ゆびね  
シャワーだけで済ませず湯船に  
ゆっくりつかりましょう。



に っちゅうは外で運動しよう

さむ いえ ひ  
寒いとつい家に引きこもってしまいがち。  
てきど からだ うご  
適度に体を動かしましょう。



ま ずは早起きから

せいかつ たち はや お  
生活リズムを保つコツは早起き。  
がっこう ひ おな じかん  
学校がある日と同じ時間に  
お  
起きましょう。



け んこう的な食生活を

た ちゅうい はらちびん め  
食べすぎに注意して、腹八分目  
こころ  
を心がけましょう。



な んでもかんでも投稿しない

つか かた まろが  
SNSは使い方を間違えると  
おも  
思わぬトラブルに。



い つも手洗い忘れずに

て あら わす  
手洗いは感染症予防の基本です。  
せいけつ  
清潔なハンカチもポケットに。



# 「インフルエンザにおける療養報告書」について

りょうようほうこくしょ

昨年度に引き続き、医師が記入する「学校感染症通知書」ではなく、保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」で出席停止の措置がとられることとなりました。

対応の手順を確認し、お間違いのないようお願いいたします。

- ①かかりつけ医又は受診・相談センターに連絡し、病院受診。
- ②医師に登校可能予定日を確認。
- ③速やかに学校に報告。
- ④「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録。
- ⑤毎日検温し、「解熱した日」を記録。
- ⑥体調が回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校。

**発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで登校できません。**

※「学校感染症通知書」は、南小のホームページでダウンロードできます

(様式1)

令和 年 月 日

保護者 氏名 \_\_\_\_\_

インフルエンザによる出席停止の通知書

〇〇〇〇〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

お申し込みは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

インフルエンザの出席停止期間の基準

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者が下記のとおり「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、出席証明書の提出が必要となります。）

保護者が記入

学校長 氏名 \_\_\_\_\_

インフルエンザにおける療養報告書

年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_

- 1 診断を受けた医療機関： \_\_\_\_\_
- 2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A型 B型 不明） 正しいものに○をつけてください。
- 3 登校再開日：令和 年 月 日  
（登校再開には下記の出席停止期間の基準1とこの両方を満たす必要があります。）  
※1日に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日

上記のとおり指導ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 感染経路から学ぶコロナ・インフルエンザ対策

**飛沫感染** ひまつかんせん  
感染した人のせきやくしゃみと一緒に飛び散るウイルスがふくまれた「飛沫（ひまつ）」を口や鼻から直接吸い込んでしまう。

**飛沫核感染** ひまつかくかんせん  
ウイルスがふくまれた「飛沫（ひまつ）」の水分が蒸発して、細かい粒子（飛沫核）になって空気中を漂っているものを鼻や口から吸い込んでしまう。

**接触感染** せつしょくかんせん  
ウイルスがついたものに触れた手で口や鼻、目をさわることで、粘膜から感染してしまう。

ウイルスがどこから侵入するのかを知っておけば効果的に防ぐことができますね。

他の対策ともあわせて、みんなで感染症とたたかっていきましょう！

## 受診はお済みですか？

1学期に健康診断を行った後、受診が必要な人にはお知らせを配布しました。「受診のお知らせ」を受け取った人は、早めに病院を受診してください。

# ひとりで悩まず まず相談を!

大泉町教育委員会

小・中学生のみなさんや保護者(御家族)のみなさんに何か困ったことがあるとき、大泉町教育研究所の相談を御利用ください。ひとりで悩まずにぜひ相談を!

## 〈大泉町教育研究所の相談〉

### 親と子の電話相談

フリーダイヤル **0120-00-1305**

※携帯電話からはつながりません。

月～金曜日 午前10時～午後4時

★勉強のこと、運動のこと、友達のこと、進路のこと など

★名前は明かさなくても相談できます。



### 教育相談 (面接相談が中心ですが、電話相談もできます。)

**0276-63-8626**

月～金曜日 午前10時～午後4時

★子育てのこと、しつけのこと

★学校でのこと、交友関係

★不登校などの悩み

★ヤングケアラーのこと(※ヤングケアラーとは裏面のよう  
な状況が日常的にある子どものことです)

どんなことでも  
一緒に考えます。



## 〈その他の相談〉(3学期も相談できます。冬休み期間中はお休みです。)

●各小中学校では、**スクールカウンセラー**も教育相談を行っています。

(毎週または2週に1回)

●各中学校では、**心の相談員**にも相談できます。(毎日)

### 参 考 群馬県総合教育センターの相談窓口

#### 〈電話相談〉

■子ども教育・子育て相談 **0270-26-9200**

月・火・水・木・金 9:00から17:00 (年末年始はお休みです)

第2・第4土曜日 9:00から15:00

■24時間子供SOSダイヤル **0120-0-78310**

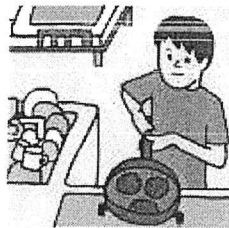
\*24時間、通話料無料で相談できます。保護者の方も相談できます。

#### 〈来所相談〉

■子ども教育相談室 **0270-26-9200** (予約ダイヤル)

# ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



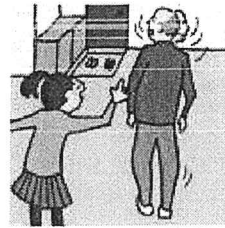
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている